

「ゴルフ場利用税」の廃止を求める決議

我が国では、消費税創設（平成元年）の際、パチンコ場やボウリング場等の娯楽施設利用税が廃止されたが、ゴルフについては、担税力のある裕福な者が行うスポーツであるとして「ゴルフ場利用税」が新設され、平成十五年度に一部非課税措置が導入されたものの、未だに存続している。

ゴルフは、既に国民体育大会の正式種目に採用され、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピック競技大会から正式競技に復帰し、国際的にも競技スポーツとして確固たる地位が認められた人気スポーツである。

さらに、ゴルフは、子供から高齢者、障害者まで親しむ国民的スポーツとなっている。そして、ゴルフブレイク料金の低廉化が進み、ゴルフ場利用者の半数以上が年収五百万円以下であることなど、今や、ゴルフアークに特段の担税力があるわけではなく、ゴルフは、大衆スポーツとなっている。

現在のゴルフ場を取り巻く環境は厳しく、ゴルフ場の数はここ十年で百八十三か所が減少しており、「ゴルフ場利用税」の収入額はピーク時の平成四年度の約一・〇三四億円から平成二十九年度の四四七億円と半分以上となっていることから、ゴルフ場に頼る市町村においては、今後、益々厳しい状況となっていく。

こうした中、ゴルフ場の利用にのみ単体で課税されることは税の公平性の観点からも極めて不当なものである。

平成三十一年十月に消費税増税がなされれば、消費税との二重の課税による国民の負担感がより増大する。また、『二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックス競技大会』の開催が目前に迫っている。

ついでには、税制改正において、「ゴルフ場利用税」の廃止を決定すべきである。なお、ゴルフ場利用税交付金はゴルフ場所在地地方公共団体の貴重な財源と言われていることから、代替的な財源を確保すべく、関係者を入れて、検討を進める。右、決議する。

平成三十年十一月二十九日

超党派ゴルフ議員連盟

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 名譽会長 | 麻生太郎 | 赤松広隆 | 細田博之 |
| 顧問 | 衛藤征士郎 | 額賀福志郎 | 遠藤利明 |
| 会長代行 | 山田佳彦 | 竹本直一 | 下地幹郎 |
| 副会長 | 中曾根弘文 | 平野博文 | |
| | 石原伸晃 | 生方幸夫 | |
| | 塩谷立 | | |
| | 安住淳 | | |
| | 下村博文 | | |
| | 笠原浩史 | | |
| | 松下新平 | | |
| 幹事局長 | | 井上貴博 | 小宮山泰子 |
| 事務局次長 | | | |